

# 茂原市農業委員会第9回総会議事録

1 開催日時 令和7年9月9日（火）午後1時30分から

2 開催場所 茂原市役所102会議室

3 出席委員 14名

1番 麻生晴美	2番 伊東俊雄
3番 川嶋孝市	4番 牧野豊
5番 深山理	6番 森川善仁
7番 斎藤輝児	8番 小川克巳（第二副小委員長）
9番 糸久敏秀	10番 小高一夫（第一副小委員長）
11番 光橋正人（第二小委員長）	12番 八角徳政（第一小委員長）
13番 杉浦文子（会長職務代理者）	14番 鬼島一郎（会長）

出席推進委員 14名

平野芳之	加藤古志郎	島田喜昭	小高明
若菜敏郎	林壽一	深山文雄	風戸茂樹
河野喜昇	伊東忠司	小倉敏行	鬼原一
金澤哲	杉崎茂		

4 事務局職員 5名

事務局長 岡田公一	局長補佐 加藤栄一	係長 梅澤雄志
係長 芝崎一郎	主事 奥山泰成	

5 会議に付した議案

- |                       |    |
|-----------------------|----|
| ・農地法第3条の規定による許可申請について | 9件 |
| ・農地法第5条の規定による許可申請について | 2件 |
| ・農用地利用集積等促進計画案の意見について |    |

6 報告

- 農地法第3条の3の規定による届出について  
軽微な農地改良の届出について  
地目変更登記申請に係る照会について  
その他

## 7 総会要旨

局長

定刻となりましたので、ただ今より茂原市農業委員会第9回総会を開催させていただきます。本総会の出席者は農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、委員の過半数の出席がございますので、本総会が成立したことをご報告いたします。

本日の案件につきましては、農地法第3条の規定による許可申請が9件、農地法第5条の規定による許可申請が2件であり、合計11件となっております。また議案第12号では、農用地利用集積等促進計画案の意見についてご審議していただきます。その後、事務局より報告事項がございます。それでは議事に入ります。議長は茂原市農業委員会総会会議規則第5条の規定により、会長が総会の議長となることから、鬼島会長に議長をお願いいたします。それでは鬼島会長お願いいたします。

会長

ただ今より第9回総会を始めさせていただきます。議事に入る前に本日の議事録署名人について私の方から指名させていただいてよろしいでしょうか。(異議なしの声)本日の議事録署名人は5番深山委員、6番森川委員にお願いしたいと思います。なお、議案の説明及び書記は事務局にお願いします。

まず初めに農地法第3条の規定による許可申請について1号から9号議案の説明を事務局よりお願いします。

事務局

説明に入ります前に議案書の修正が1ヶ所あります。

議案書の議案番号2番の農業従事者数が「1」と記載しておりますが、「2」へ変更をお願いします。申し訳ございませんでした。

それでは農地法第3条の規定による許可申請についてご説明します。

はじめに1号議案です。申請地は、南吉田字橋戸脇地先外3筆、田65m<sup>2</sup>、畠1,268m<sup>2</sup>の合計1,333m<sup>2</sup>を売買しようとする申請です。買受人は東京都の★★さん、売渡人は神奈川県の★★さんです。申請理由は、申請地の隣りに転居予定であり耕作しやすいためとのことです。営農計画として、買い受ける農地にてネギやニンジン及び果樹を栽培します。

次に許可基準についてです。全部効率利用要件については、睦沢町農業委員会より農地基本台帳記載事項証明書が提出されており、睦沢町農業委員会に確認しましたところ、現在買受人が耕作に供すべき農地のうち、農地法第32条第1項各号に該当する遊休農地判定の農地はないとの報告がございました。主な機械の保有については、草刈機を1台所有しております、耕運機を1台レンタルで使用します。労働力、技術については、世帯員1名で従事しております。農作業常時従事要件については、150日以上となっております。周辺地域との関係について、農薬の使用については地域の決まりに従うとことです。

その他の添付すべき必要書類について併せて確認しております。

続きまして2号議案です。申請地は、法目字上人塚地先外5筆、田2,494m<sup>2</sup>を売買しようとする申請です。買受人は東金市の★★さん、売渡人は大網白里市の★★さんです。申請理由は、農機具を保管している実家から近く、用水も確保されており耕作しやすいためとのことです。営農計画として、買い受ける農地にて水稻の作付けをします。

次に許可基準についてです。全部効率利用要件については、現在買受人が耕作に供すべき農地のうち農地法第32条第1項各号に該当する遊休農地はありません。また、白子町農業委員会より耕作証明書が提出されております。主な機械の保有については、耕運機、トラクター、コンバイン、田植機を各1台所有しております。労働力、技術については、世帯員2名で従事しております。農作業常時従事要件については、150日以上となっております。周辺地域との関係について、農薬の使用については周辺農地に被害が及ぶものは使用せず、農業の発展に寄与していきたいとのことです。

他の添付すべき必要書類について併せて確認しております。

続きまして3号議案です。申請地は、上太田字谷地先外1筆、田26m<sup>2</sup>、畠16m<sup>2</sup>の合計42m<sup>2</sup>を贈与しようとする申請です。譲受人は上太田の★★さん、譲渡人は東部台1丁目の★★さんです。申請理由は、自宅から近く自己所有農地に隣接しており耕作しやすいためとのことです。営農計画として、譲り受ける農地にてトマトやキュウリを栽培します。

次に許可基準についてです。全部効率利用要件については、現在譲受人が耕作に供すべき農地のうち農地法第32条第1項各号に該当する遊休農地はありません。主な機械の保有については、耕運機を1台所有しております。労働力、技術については、世帯員1名で従事しております。農作業常時従事要件については、150日以上となっております。周辺地域との関係について、隣接農地は自己所有農地ですので、影響はないとのことです。

他の添付すべき必要書類について併せて確認しております。

続きまして4号議案です。申請地は東部台二丁目地先、田446m<sup>2</sup>を贈与しようとする申請です。譲受人は東部台2丁目の★★さん外3名、譲渡人は大芝の★★さんです。申請理由は、兄弟間での贈与で、自宅に隣接しており耕作しやすいためとのことです。営農計画として、譲り受ける農地にてダイコンやネギ等の野菜の作付けをします。

ここで営農計画のチェック表をご覧下さい。経費として種代、肥料代等で7万円を見込んでおります。生産した作物はすべて自家消費となります。

次に許可基準についてです。全部効率利用要件については、現在譲受人が耕作に供すべき農地はありません。主な機械の保有については、耕運機、草刈機を各1台所有しております。労働力、技術については、世帯員4名で従事します。農作業常時従事要件については、150日以上となっております。周辺地域との関係について、農薬等使用に注意して行うとのことです。

他の添付すべき必要書類について併せて確認しております。

続きまして5号議案です。申請地は早野字西村地先、田717m<sup>2</sup>を贈与しようとする申請です。譲受人は早野の★★さん、譲渡人は同じく早野の★★さんです。申請理由は、親族間での贈与で、自宅から近く耕作しやすいためとのことです。営農計画として、譲り受ける農地にて水稻の作付けをします。

次に許可基準についてです。全部効率利用要件については、現在譲受人が耕作に供すべき農地のうち農地法第32条第1項各号に該当する遊休農地はありません。主な機械の保有については、トラクター、コンバイン、田植機各1台ずつのリースを予定しております。労働力、技術については、世帯員1名で従事しております。農作業常時従事要件については、200日以上となっております。周辺地域との関係について、農薬の使用方法は地域の決まりに従うとのことです。

他の添付すべき必要書類について併せて確認しております。

続きまして6号議案です。申請地は、綱島字宮ノ台地先、畠297m<sup>2</sup>を売買しようとする申請です。買受人は綱島の★★さん、売渡人は東京都の★★さんです。申請理由は、自作地に隣接して耕作しやすいためとのことです。営農計画として、買い受ける農地にてビワと柿を栽培します。

次に許可基準についてです。全部効率利用要件については、現在買受人が耕作に供すべき農地のうち農地法第32条第1項各号に該当する遊休農地はありません。主な機械の保有については、トラクター、草刈機を各1台と耕運機を2台所有しております。労働力、技術については、世帯員2名で従事しております。農作業常時従事要件については、150日以上となっております。周辺地域との関係について、農薬の使用については地域の決まりに従うとのことです。

他の添付すべき必要書類について併せて確認しております。

続きまして7号議案です。申請地は中善寺字花立地先、田744m<sup>2</sup>を売買しようとする申請です。買受人は中善寺の★★さん、売渡人は同じく中善寺の★★さんです。申請理由は、隣接する買受人の所有地と同一区画で作付けしているためとのことです。営農計画として、買い受ける農地にて水稻の作付けをします。

次に許可基準についてです。全部効率利用要件については、現在買受人が耕作に供すべき農地のうち農地法第32条第1項各号に該当する遊休農地はありません。主な機械の保有については、トラクター・管理機・田植機・自走式草刈機各1台ずつ所有しております。労働力、技術については、世帯員1名で従事しております。農作業常時従事要件については、180日以上となっております。周辺地域との関係について、農薬を使用する場合は地域の基準に従い使用することです。

その他の添付すべき必要書類について併せて確認しております。

続きまして8号議案です。申請地は台田字九月苅地先、田976m<sup>2</sup>を売買しようとする申請です。買受人は北塚の★★さん、売渡人は千葉市の★★さんです。申請理由は、親の経営する事業地に隣接しており利便性が良いためとのことです。営農計画として、買い受ける農地にて梅、柿、カボチャの栽培をします。

ここで営農計画のチェック表をご覧下さい。経費として苗木代で4万4千円を見込んでおります。生産した作物は隣接する茂原ツインサーキットにて販売予定となります。

次に許可基準についてです。全部効率利用要件については、現在買受人が耕作に供すべき農地はありません。主な機械の保有については、トラクター、草刈機各1台ずつのリースを予定しております。労働力、技術については、世帯員2名で従事します。農作業常時従事要件については、150日以上となっております。周辺地域との関係について、農薬を使用する場合は地域の防除基準に従うとのことです。

その他の添付すべき必要書類について併せて確認しております。

続きまして9号議案です。申請地は、木崎字小池地先、畠457m<sup>2</sup>を売買しようとする申請です。買受人は六ツ野の★★さん、売渡人は同じく六ツ野の★★さんです。申請理由は、自作地から近く耕作しやすいためとのことです。営農計画として、買い受ける農地にてサトイモを栽培します。

次に許可基準についてです。全部効率利用要件については、現在買受人が耕作に供すべき農地のうち農地法第32条第1項各号に該当する遊休農地はありません。主な機械の保有については、トラクター、管理機、コンバイン、田植機を各1台ずつ所有しております。労働力、技術については、世帯員3名で従事しております。農作業常時従事要件については、150日以上となっております。周辺地域との関係について、農薬を使用する場合は、地域の基準に従うとのことです。

その他の添付すべき必要書類について併せて確認しております。

説明は以上でございます。

会長

小委員会からの報告をお願いします。

第二  
小委員長

小委員会の審議結果を報告します。1号議案、買受人が東京都の方ですが、隣接地に引越しをして野菜や果樹を作ることで許可となっております。2号議案、ここはすでに買受人が耕作しており、今回売買することですので許可となっております。3号議案、小さな農地ですが、周りが譲受人の農地で一体化して利用できるとのことで、これも許可となっております。4号議案、譲受人の住宅の隣りで親族間での贈与ですので問題なく許可となっております。5号議案、これも親族間での贈与で許可となっております。6号議案、道路から1筆奥に入ったところで果樹を作ることで許可となっております。7号議案、隣接農地と一体的に耕作されており、今後もきれいに耕作すると思いますので許可となっております。8号議案、ここは今まで耕作はされていなかったところで、野菜と果樹を栽培することですので許可となつ

ております。9号議案、売渡人は高齢で耕作できず、買受人がきれいに管理している状況ですので許可となっております。以上です。

- 会長 1号議案、★★委員いかがでしょうか。
- ★★委員 隣接に転居予定であり、睦沢町の借入地も遊休農地はないとのことですので、許可でよろしいと思います。
- 会長 ★★委員いかがでしょうか。
- ★★委員 現状確認したところ、きれいにしており買受人が取得後も耕作されると思いますので、問題ないと思います。
- 会長 ★★委員いかがでしょうか。
- ★★委員 売渡人が住んでいた住宅に移住し、裏の農地も併せて売却して家庭菜園として耕作することですので、許可でよろしいと思います。
- 会長 他にご意見はございますか。よろしいですか。1号議案ですが、小委員会及び意見のとおり許可ということでよろしいでしょうか。（異議なしの声）それでは1号議案は許可ということで決定いたします。続きまして2号議案です。★★委員いかがでしょうか。
- ★★委員 現地に行ったときはまだ稲があり、これから刈り取ると思います。それと農機具は近くに倉庫を構えて保管しているということですので、許可でよろしいと思います。
- 会長 ★★委員いかがでしょうか。
- ★★委員 ここは既に買受人が耕作しておりますので、許可でよろしいと思います。
- 会長 ★★委員いかがでしょうか。
- ★★委員 先日の小委員会でも意見が出ましたが、3条申請というのは当然耕作をすることが前提だと。その点でいうと、買受人の住所は東金市ですけど、親の実家が私の近所で小さい頃から知っていて、数年前に私の紹介で新規就農者の認定を受けて農地を借りたという経緯があります。その時に就農者支援制度を受けて、耕作放棄地の解消を図っていこうというので、耕作放棄地を積極的に借り受けておりました。それから長生郡内で広く借りるようになりましたけど、田は畦畔部分、畑は法面部分の草刈りをほとんどやっていないと隣接農地の方から話をいただくことがあります。農業委員から作付け部分以外の農地の管理もきちんとやるように指導してくれと近所の営農者からも言われます。また、正式な貸し借りをしていないところも何ヶ所かあるようで、その管理状況も同様のようです。3条申請は市の許可事項となっているわけで、説明にもありましたが、農薬については地域の決まりに従うと、その地域での共同作業として用水路の清掃作業なんかにも積極的に参加するように努力してほしいと言うべきだと思っていますが、今後どうしたら良いのか事務局及び委員さんの意見をお聞きしたいと思っています。今度、地元で人・農地プランの会議があり、そこで問題提起をしたいと考えていますので、率直な意見をよろしくお願ひします。
- 事務局 事務局の方で把握している正式な農地の貸し借りについては、今回の買受人に関しては、白子町の農地のみと伺っておりますので白子町農業委員会から耕作証明書が提出されているという状況になります。話のありました正式に手続きをされていない貸し借りに関しては、事務局では把握してはおりません。議案書に記載のあります借入

	地の面積は、茂原市と白子町の合計面積となっております。
会長	推進委員のおっしゃるとおりで、私どもの地域でも2年ほど前に保全会を発足させまして、地域で広く借り入れている法人が保全活動に積極的に出てきて作業してくれています。他地域においても借り入れて営農している方がいると思いますが、そういった方が草刈りや水路清掃などを地元の人と一緒にやっていくことが私は賢明だと思いますが、他に意見ございませんか。
★★委員	私の地区にも他所から来て営農している人が何人かいますが、1人だけは自分は中しか借りていないから法面や水路際は草刈りをやっていない方がいます。この方を含め周りはきれいに草刈りをしていて、それで困っている方もいると思いますので、こういう機会ですので事務局からも周りの人からもこういう状態の話を入れて、植えっぱなしではなくきちんと草刈りや見回りをしてもらうように話していただいた方が良いと思います。
会長	こういう申請があった時に事務局で何かやれることはありますか。
事務局	今回3条申請ですので、申請の要件としまして全部効率利用要件というところがございます。今現在管理している農地の営農状況がどうかというところで事務局も確認いたしますので、委員からも話ありましたが営農はされていると。遊休農地はありませんということですが、適切な農地の保全管理というところが、隣接の農地所有者または周辺の地域の中でも、うまくいっていないようなところが見受けられるという話ですので、そちらに関しては事務局として適正な農地の管理というようなことで指導をするということはできると思います。
	当然、周辺地域との関係についても、申請をいただくにあたって確認をしております。また、こちらの方については、農薬の使用方法とあわせて農業の発展に寄与ていきたいという意見もいただいていますので、そういったところも含めて、当然周辺の方との良好な関係も築いていくためには、適切な方法で保全管理ということで指導をしていきたいと思います。
★★委員	この方は東金から法目に耕作に來るので、法目の地域でのやり方を話してその方法に従って営農してもらいたいと、地元の水利組合や環境保全会から話してみてはいかがかと思いますが。
★★委員	この田は誰が耕作しているか、周りの人は把握していない。地域で草刈りを行う時は、耕作者がわかる場合は声掛けしています。
★★委員	3条に関しては、地元の茂原市で許可をするから、農業委員会が判断するのできちんと管理していただくよう伝えることが大事だと思います。
会長	他にご意見はございますか。よろしいですか。2号議案ですが、小委員会及び意見のとおり許可ということでおろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは2号議案は許可ということで決定いたします。続きまして3号議案です。★★委員いかがでしょうか。
★★委員	譲受人の田に隣接した小さな土地で、耕作していけると思います。前所有者の意向もあり、贈与とのことですので問題ないと思います。
会長	★★委員いかがでしょうか。
★★委員	ここは譲受人の住宅の入口のところにありますて、周りがすべて自己所有農地ですので、問題なく許可でよろしいと思います。

会長	他にご意見はございますか。よろしいですか。3号議案ですが、小委員会及び意見のとおり許可ということでよろしいでしょうか。（異議なしの声）それでは3号議案は許可ということで決定いたします。続きまして4号議案です。★★委員いかがでしょうか。
★★委員	田とありますが現況は畑です。隣接地に居住する譲受人が耕作するので、問題なく許可でよろしいと思います。
会長	他にご意見はございますか。よろしいですか。4号議案ですが、小委員会及び意見のとおり許可ということでよろしいでしょうか。（異議なしの声）それでは4号議案は許可ということで決定いたします。続きまして5号議案です。★★委員いかがでしょうか。
★★委員	すぐ近くに譲受人が住んでおり、現地もきれいにしておりますので、問題ないと思います。
会長	★★委員いかがでしょうか。
★★委員	親族間での贈与であり、草刈りもされて水稻できる形態になっておりましたので、許可でよろしいと思います。
会長	他にご意見はございますか。よろしいですか。5号議案ですが、小委員会及び意見のとおり許可ということでよろしいでしょうか。（異議なしの声）それでは5号議案は許可ということで決定いたします。続きまして6号議案です。★★委員いかがでしょうか。
★★委員	道路沿いの土地を買い求めたところ、本申請地も買ってくれないかと話があったそうです。果樹が既に植えていますが、もう少し追加して果樹を植えたいとのことですので、問題ないと思います。
会長	★★委員いかがでしょうか。
★★委員	この場所は道路から少し離れていて1, 2メーター上がったところで、笹竹を刈り取った状況でした。ここで果樹を作ることですので許可でよろしいと思います。
会長	他にご意見はございますか。よろしいですか。6号議案ですが、小委員会及び意見のとおり許可ということでよろしいでしょうか。（異議なしの声）それでは6号議案は許可ということで決定いたします。続きまして7号議案です。★★委員いかがでしょうか。
★★委員	買受人が既に耕作している土地を売買することですので、問題ないと思います。
会長	★★委員いかがでしょうか。
★★委員	3筆で1枚の田になっていましてきれいに刈り取りが終わっていました。耕作している方が買うとのことですので、許可でよろしいと思います。
会長	他にご意見はございますか。よろしいですか。7号議案ですが、小委員会及び意見のとおり許可ということでよろしいでしょうか。（異議なしの声）それでは7号議案は許可ということで決定いたします。続きまして8号議案です。★★委員いかがでしょうか。

	ようか。
★★委員	ここは10年以上耕作せず保全管理していた所でしたので、これからは果樹をやつていただけるとのことで問題ないと思います。
会長	★★委員いかがでしょうか。
★★委員	現地はきれいにしてあり、ちょっと日当たりが良くはないですが、果樹であれば別に問題はないと思います。許可でよろしいと思います。
会長	他にご意見はございますか。よろしいですか。8号議案ですが、小委員会及び意見のとおり許可ということでよろしいでしょうか。（異議なしの声）それでは8号議案は許可ということで決定いたします。続きまして9号議案です。★★委員いかがでしょうか。
★★委員	既に買受人がトラクターできれいに耕されておりましたので、問題ないと思います。
会長	★★委員いかがでしょうか。
★★委員	現地はきれいに耕されておりました。自作地に近いということですので、許可でよろしいと思います。
会長	他にご意見はございますか。よろしいですか。9号議案ですが、小委員会及び意見のとおり許可ということでよろしいでしょうか。（異議なしの声）それでは9号議案は許可ということで決定いたします。続きまして農地法第5条の規定による許可申請について10号議案、11号議案の説明を事務局よりお願ひします。
事務局	<p>農地法第5条の規定による許可申請についてご説明します。</p> <p>はじめに10号議案です。申請地は、ゆたか地先、畝982m<sup>2</sup>です。高師の★★さんが、長尾の★★さんから土地を買い受けて、宅地分譲用地とする申請です。申請理由及び土地選定理由は、当該地は区画整理を終えており住宅地としての環境が整っているためとのことです。事業計画は、211m<sup>2</sup>を2区画、280m<sup>2</sup>を2区画、計4区画の宅地分譲です。</p> <p>次に転用許可基準です。立地基準について、申請地は用途地域内ですので第3種農地と考えられます。第3種農地として判断される場合は原則許可できる農地です。</p> <p>続いて一般基準です。申請目的実現の確実性について、他法令に基づく必要な申請はありません。周辺農地の営農条件への支障について、埋立ては行わず現状のまま使用します。排水は雨水が道路側溝、汚水は公共下水道へ放流します。確認が必要な隣接農地所有者はおりません。</p> <p>その他転用行為を行うのに必要な資力及び信用があること等については添付された必要書類で確認しております。</p> <p>続きまして11号議案です。申請地は、小林宇宙谷地先、畝727m<sup>2</sup>です。茂原の★★さんが、小林の★★さんから土地を買い受けて、建売分譲用地とする申請です。申請理由及び土地選定理由は、土地購入費等が予算内で建売事業を行うのに適している土地であるためとのことです。事業計画は、埋立てを行い木造平屋建て住宅、建築面積90m<sup>2</sup>を1棟、木造2階建て住宅、建築面積53.38m<sup>2</sup>を1棟、計2棟を建築します。</p> <p>次に転用許可基準です。立地基準について、申請地は農用地区域内農地、第3種農地、第2種農地の（a）のいずれにも該当せず、特定土地改良事業等の施行区域内にあり、第1種農地と考えられます。第1種農地と判断される農地については、原則として許可をすることが出来ない農地とされておりますが、住宅その他周辺地域居住者</p>

の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものであることから農地法施行規則第33条第4号の規定に該当し、例外的に許可できると判断されます。

続いて一般基準です。申請目的実現の確実性について、他法令に基づく必要な申請として、市土木管理課へ道路工事施行承認申請書が、残土条例については市環境保全課へ特定事業計画書がそれぞれ提出されております。周辺農地の営農条件への支障については、土砂の流出を防止するため、土留めを行うとのことです。排水は雨水が新設道路側溝へ、汚水は合併浄化槽処理後、新設道路側溝へ放流します。確認が必要な隣接農地所有者は1名おり、確認を得ています。

その他転用行為を行うのに必要な資力及び信用があること等については添付された必要書類で確認しております。

説明は以上となります。

会長 小委員会からの報告をお願いします。

第二 小委員長 小委員会の審議結果を報告します。10号議案、この場所は住宅建設を目的とした  
土地区画整理事業地内で用途地域ですので、問題なく許可相当となっております。1  
1号議案、環状線の西側に面した土地で1種農地ですが例外規定が適用されるとのこ  
とで、許可相当となっております。以上です。

会長 10号議案、★★委員いかがでしょうか。

★★委員 住宅を目的とした土地区画整理組合による事業地です。何年も草刈りがされておらず、住宅が建てばきれいになって良いと思いますので許可相当でよろしいと思います。

会長 他にご意見はございますか。よろしいですか。10号議案ですが、小委員会及び意見のとおり許可相当ということでよろしいでしょうか。（異議なしの声）それでは10号議案は許可相当ということで決定いたします。続きまして11号議案です。★★委員いかがでしょうか。

★★委員 事務局に質問です。1種例外の説明で、集落に接続して設置されるものとありましたが、接続しているのはどの住宅になりますか。

事務局 西側と北側の住宅です。

★★委員 分かりました。説明のとおりですので、問題ないと思います。

会長 ★★委員いかがでしょうか。

★★委員 環状線の西側に位置しております、耕作した形跡はないですが草は伸びております。1種農地ですが例外適用と考えられるとのことなので、許可相当でよろしいと思います。

会長 他にご意見はございますか。よろしいですか。11号議案ですが、小委員会及び意見のとおり許可相当ということでよろしいでしょうか。（異議なしの声）それでは11号議案は許可相当ということで決定いたします。続きまして12号議案農用地利用集積等促進計画案の意見についてです。事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第12号農用地利用集積等促進計画案の意見について説明します。  
(内容等について説明する。)

会長	説明が終わりました。ご意見はござりますか。（異議なしの声） それでは12号議案については意見なしとさせていただきます。 次に報告に入ります。
事務局	次の事案を報告 <ul style="list-style-type: none"><li>・農地法第3条の3の規定による届出について</li><li>・軽微な農地改良の届出について</li><li>・地目変更登記申請に係る照会について</li><li>・その他</li></ul>
会長	以上で本日の総会を終了します。